

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 25 年 5 月 10 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和 3 年 3 月 31 日付けで山形県知事から通知があった。

令和 3 年 5 月 11 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
管財課	<p>（アセットマネジメントにおけるシステム運用）</p> <p>県有施設等に係る修繕記録等も含んだ施設情報につき一元的な管理ができるような体制を確立する必要がある。その際には、各県有施設等の情報管理について、十分なシステム化をはかる等行い、県有施設等の管理に係る戦略策定とその実行の準備を行うべきである。</p>	<p>平成 26 年 12 月に策定した「山形県県有財産総合管理(ファシリティマネジメント) 基本方針」に基づき、全庁的な推進組織である県有財産総合管理推進本部の事務局である管財課が、各部局から必要な施設情報を収集するなど、一元的に管理する体制を構築した。</p> <p>また、県有施設の情報管理にあたっては、管財課で所管する公有財産管理システムを用いるほか、営繕室が所管する保全マネジメントシステム(B I MMS) に必要な施設情報を登録し、個別施設計画の策定に活用している。</p>
建築住宅課 営繕室		<p>県有施設の基本情報について、(一財)建築保全センターが開発した保全マネジメントシステム (B I MMS) への登録が完了した。</p> <p>施設の修繕記録については、今後の保全対策に活用できるよう、毎年度、営繕工事の実績を庁内で共有することで情報を蓄積している。</p>